

週休2日制工事 掲示例

ご迷惑をおかけします	
〇〇〇〇〇〇〇を なおしています	週休2日
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇	
道路改良工事	
お問合せ番号 05 道建1234	
発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課 (電話) ****-**-****	
施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社 (電話) ****-**-****/****-**-****(夜間) 責任者:〇〇	

ご迷惑をおかけします	
〇〇〇の増築工事 をしています。	
この工事は週休2日制工事の対象です	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
お問合せ番号 05 建1234	
発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課 (電話) ****-**-****	
施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社 (電話) ****-**-****/****-**-****(夜間) 責任者:〇〇	

ご迷惑をおかけします	
〇〇〇〇〇〇〇を なおしています	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇	
道路改良工事(週休2日)	
お問合せ番号 05 道建1234	
発注者 岡崎市〇〇〇〇部〇〇〇〇課 (電話) ****-**-****	
施工者 〇〇〇〇〇〇建設株式会社 (電話) ****-**-****/****-**-****(夜間) 責任者:〇〇	

(別紙 3)

土木系工事補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

補正係数表（土木）

休工状況の 適用区分	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表 1 による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表 2 による

下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表 3 による

補正係数表（農地：別紙5を適用する工事）

休工状況の 適用区分	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日未満 (補正なし)
労務費	-	1.02	1.00
機械経費（賃料）	-	1.02	1.00
共通仮設費率	-	1.02	1.00
現場管理費率	-	1.05	1.00

市場単価の補正対象及び補正係数は別表 4 による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表 5 による

補正係数表（林務：別紙6を適用する工事）

休工状況の 適用区分	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日未満 (補正なし)
労務費	-	1.05	1.00
機械経費（賃料）	-	1.04	1.00
共通仮設費率	-	1.04	1.00
現場管理費率	-	1.06	1.00

市場単価の補正対象及び補正係数は別表 6 による

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表 7 による

建築系工事補正率

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

①月単位の週休 2 日工事（4 週 8 休以上） 1.04

②通期の週休 2 日工事（4 週 8 休以上） 1.02

※交通誘導警備員の労務単価も同様に補正すること。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表 1、表 2 及び表 3（以下「各表」という。）の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を各表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 1 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(別紙 4)

表 2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び 同ボック	1.03	1.21	1.01	1.01
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンドインク	1.03	1.20	1.01	1.18
	ボック	1.02	1.15	1.01	1.13
	ボック用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表 3 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ダンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

(別紙5)

「農林水産省 土地改良工事積算基準」及び「愛知県 土地改良事業等請負工事積算基準」を適用する工事

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
施設機械設備等工事	土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事

(別紙 6)

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（關）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製の桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1 から 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあって、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2 及び 3 に類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあって、次に掲げる工事 地寄せ、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、両渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋 工 事	P C 橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 工事現場におけるP C 橋の製作(工場製作桁は除く。)架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のP C 橋工事
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等はく。)
舗 装 工 事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング)な工事で施工箇所が点在する工事は除く。
ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。
道 路 維 持 工 事	道路にあつて、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1 から4 までに類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公 園 工 事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチエ、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工(敷地造成と併せて行うもの)、柵工及びこれらに類する工事

備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。

- 2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。